



平成 30 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ジー・スリーホールディングス
代表者名 代表取締役兼最高管理責任者 長倉 統己
(コード：3647 東証第二部)
問合せ先 管理部マネージャー 佐藤 一樹
(TEL：03-5781-2522)

「株式併合及び定款の一部変更」の中止に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 1 日を効力発生日とする「株式併合及び定款の一部変更」につきまして中止することといたしましたので、お知らせいたします。

1. 株式併合の中止の理由

当社は、平成 29 年 10 月 13 日付「株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ」にて、平成 30 年 3 月 1 日をもって、平成 30 年 2 月 28 日の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有株式数 5 株につき 1 株の割合で併合することを、平成 29 年 11 月 29 日開催の第 7 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に付議することを公表し、本定時株主総会において株主様から承認されておりました。

これに際し、会社法第 180 条の定めにより、株主様への通知を踏まえた株主総会の決議を得ることで、会社法第 181 条の定めによる株主様への通知要件を満たしているものと理解しておりました。

しかし、今般、振替株式を発行している会社は、別途、社債、株式等の振替に関する法律 161 条の定めにより、効力発生日の 2 週間前（端株が生じる場合は 20 日前）までに公告を行うことも必要であることが判明いたしました。

このため、効力発生日である平成 30 年 3 月 1 日までに公告を完了させることができないことから、平成 30 年 3 月 1 日付の株式併合を中止させていただくものです。

2. 定款変更中止の理由

株式併合の中止に伴い、株式併合の効力発生を条件として、株式併合の効力発生日（平成 30 年 3 月 1 日）に効力が生じるものとしていた定款第 6 条の変更案につきまして、変更を中止させていただくものです。

現 行 定 款	中止する変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>184,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>36,800,000株</u> とする。

3. 今後の対応

今後の株式併合の実施につきましては、改めてお知らせさせていただきますが、平成30年3月1日付の株式併合を中止することから、平成30年3月1日以降も、5株未満の株式を所有されている株主様は、引き続き株主の地位を保有することとなります。

また、保有株式100株以上500株未満の株主様も、引き続き単元株式の保有者として、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を保有することとなります。

なお、当社といたしましては、改めて、所定の手続きを踏まえ、平成30年8月末までに株式併合を実施することを検討してまいります。

このため、平成29年10月13日に公表しております平成30年8月期の期末配当予想につきましては、株式併合を考慮した1株あたりの期末配当金を15円のままとさせていただきます。

このたびは、株主・投資家、また市場関係者の皆さまにご迷惑をおかけすることを心からお詫び申し上げますとともに、今後におきましては、顧問弁護士や証券代行等関係諸機関とより慎重な連携の上、法令解釈に努めてまいります。

以 上